

令和7年12月22日

報道関係者各位

檜原市役所 こども部
こども政策課

若者の声を施策に反映！ 『こども・若者委員』が決定しました！！

こども基本法（令和5年4月1日施行）第11条により、こども施策に対するこども（※1）等の意見の反映が謳われており、こども達が参画できるよう、「檜原市こども・子育て会議（※2）」の構成員として「こども・若者委員」を公募し、5名の応募がありました。厳正なる審査の結果、下記のとおり「こども・若者委員」が決定しました。

※1 こども基本法における「こども」は、心身の発達の過程である者を指すため、年齢の規定はなし。
概ね0～39歳くらいが目安。

※2 こども・子育て施策について学識経験者や関係団体の意見を聞き市の施策に反映するための会議。

記

1. こども・若者委員（応募書類受付順、令和8年4月時点での年齢、職業記載）

- 弓場 彩未（ゆうば あやみ）さん (19歳 大学生)
- 森川 仁哉（もりかわ じんや）さん (15歳 高校生)

2. 委員任期

令和8年2月1日～令和10年1月31日

3. 今後の予定

令和7年度は、令和8年2月19日に開催を予定している「檜原市こども・子育て会議」に参加していただき、ご意見を聞かせていただく予定です。

※詳細は檜原市ホームページ（<https://www.city.kashihara.nara.jp>）をご覧ください。

トップページのページID検索で『16389』を入力すると記事ページが閲覧できます。

＜本件に関する問い合わせ先＞

こども部 こども政策課

檜原市内膳町1-1-60 TEL:0744-47-2786（直通）

担当：西迫・竹内